

令和7年度東京都入札監視委員会第4回制度部会（東京都中小建設業協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年1月30日（金） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲 弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子 計4名（敬称略）</p>
事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等</p>
概要	一般社団法人東京都中小建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約制度について人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地場業者の受注機会の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式における工事実績について ・総合評価方式における地域性の評価について ・競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置および緩和措置について ・発注標準金額の見直しおよび事務所発注案件の拡大について ➢ 共同企業体工事について 2. 働き方改革の推進について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報共有システムの活用推進について ➢ 書類の削減・簡素化について ➢ 週休2日制工事の補正係数について ➢ 1級施工管理技士補の活用について ➢ 東京都独自の歩掛り作成について 3. スライド対応専門部署の新設について 4. 公共工事の前払金における支払限度額の廃止について <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>自治体の実績を基にして参入が可能になるようなチャレンジ方式を仮に東京都で導入された場合、国あるいは他の自治体のこういった工事実績が東京</p>

都発注の工事と比して参照されるべきと考えるか。

【業界団体の回答】

工事实績となると、国の工事のボリューム感でいうと、東京都の工事にそのまま実績として使えるケースが恐らく多いのではないかと推察するが、市町村となると、ボリュームが落ちることが想定されるため東京都に加点するのは正直難しいのだろうなと思っている。

工事評点は発注者によって、加点の配分の違いがあるかと思うのでそこが恐らくネックだと思う。

【委員からの質問等】

「地域における実績」を独立した評価項目とするなど、地域性の評価方法の見直しを要望するとのことだが、その趣旨について伺いたい。加点をもっとしてほしいということなのか、あるいは評価項目を他の自治体のようにもっと増やしてほしいということなのか。

スライド対応を専門に扱う部署を新設することによって、どういうメリットがあるのか補足の説明をお願いできればと思う。

【業界団体の回答】

より加点してもらいたいというのが本音ベースであるが、現状だと選択肢の一つであるので、独立していただければ、より比重が高まるだろうということをお願いしている。

スライドの業務は、担当部署の監督員さんが設計変更を含めて一緒に行っている。しかし、業務が忙しい等の事情で、最終的な設計変更のときにスライドも一緒にやる。そうすると、スライド自体が幾らになるのか分からないのが現状となる。別の部署でやっていただければ、より早くスライドの価格分かるので、スライドの専門部署を設けていただきたいという話。

【委員からの質問等】

技術者育成モデル J V について、大企業側が参加を躊躇する要因は何だと認識しているか。

中小企業同士の J V が実現した場合、品質管理や安全管理をどう担保して引き上げるのか。例えば相互監視や協会による相互チェックみたいなものが入るといったイメージをお考えになっているのか。

【業界団体の回答】

大企業が入札を躊躇する原因について、総合評価方式になっており J V を組んだ段階で申し込んでも勝てないと判断を下すため、応札者が減るという形になっている。

中小企業同士の J V に関して、技術力の観点から言うと、大企業は ICT や工程管理ソフトなどを使い、中小企業に技術の継承になっているような話があったが、中小企業でもやっている。

中小企業においては、若い時代から現場代理人などの経験値においては高い技術力を持っており、中小同士のJVが技術力の継承につながらないということはずないと思う。

【委員からの質問等】

建設業法上の専任義務が発生する工事の基準と、東京都の要綱で定めている専任特例2号を適用できる工事の基準は同一の基準になっていると理解しているが、具体的にどういう拡充をご要望されているのか。

【業界団体の回答】

建設業法の範囲内の中でもっとやっていただければいいのかと思う。

以上

[その他]

特になし